

入札説明書

この入札説明書は、岩手県が発注する業務の契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 業務内容

- | | |
|----------|----------------------|
| (1) 件名 | 令和6年度イノシシ生息状況等調査業務委託 |
| (2) 仕様 | 別紙仕様書のとおり。 |
| (3) 納入場所 | 岩手県環境生活部自然保護課 |
| (4) 契約期間 | 契約日～令和7年3月21日（金） |

2 入札参加者に求められる事項

入札参加者は、入札に参加する者に必要な資格の確認に必要な書類として、一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）を、令和6年9月19日（木）17時までに10（3）の場所に持参又は郵送により1部提出すること。

なお、入札参加資格の有無については、令和6年9月26日（木）17時までに通知する。

3 入札の方法等

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。
- (2) 入札書は、入札公告4において示した期限及び場所に持参するものとし、その条件を満たさない者については、理由の如何を問わず入札への参加を認めない。
- (3) 入札書の金額以外の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を線で抹消し入札参加者の印で押印をしておかなければならない。
また、一度提出した入札書は、書換え、引替え又は取り消しすることができない。
- (4) 代理人により入札に関する行為をさせようとする者は、入札書提出の前に委任状を提出しなければならない。なお、年間委任状等により支店、営業所等に権限を委任されている場合は、その委任状の写しも提出すること。

4 入札保証金

- (1) 入札参加者は、入札金額の100分の110に相当する金額の100分の3以上の金額を岩手県会計管理者に納付しなければならない。ただし、入札参加者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする入札保証契約を締結し、当該保険証券を提出したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
なお、入札保証保険証券の保険期間は、入札日から契約日までを含む期間とすること。
- (2) 入札参加者は、入札保証金の納付をしようとする場合は、令和6年9月19日（木）17時までに、入札保証金に係る届出書（様式第2号）を10（3）の場所に持参又は郵送により提出すること。当該届出書の提出があった入札参加者に対しては、令和6年9月26日（木）17時までに、入札保証金に係る「納入通知票・納付書・領収票」を送付する。
- (3) 入札参加者は、入札保証金の納付に係る領収票の写し（領収日付印の押印されたもの）（入札保証契約を締結した場合は、当該保険証券）を入札場所に持参し、入札執行者の指示に従って提出すること。

- (4) 入札保証金は、開札（再度入札の開札を含む。）終了後請求書の提出を受け、当該入札参加者又はその代理人に還付する（入札保証契約を締結した場合の保険証券は返還しない）。ただし、落札者については契約締結後において還付する。
- (5) 入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは岩手県に帰属する。

5 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 競争入札の参加資格のない者がした入札の場合
- (2) 入札保証金を納付せず（納付を免除された者を除く。）、又は金額が不足した場合
- (3) 入札書に記名押印がない場合
- (4) 入札金額を訂正した場合
- (5) 誤字脱字等により必要事項が確認できない場合
- (6) 同一入札参加者又は代理人が2つ以上の入札をした場合
- (7) 代理人が提出した入札書で委任状が提出されていない場合
- (8) 入札執行者の指示に従わない場合
- (9) その他入札に関する条件に違反して入札した場合

6 入札書に関する事項

入札書は、県で示す書式により次のことを表示し、代表者印又は代理人の印を押印した上で行うこと。

- (1) 入札年月日
- (2) 入札参加者の住所、氏名及び印（法人の場合は、所在地、商号又は名称及び代表者の職・氏名）
- (3) 入札金額
- (4) 代理人が入札する場合にあつては、代理人氏名

7 落札者の決定方法

- (1) 本件発注に係る入札公告及び入札説明書で示した要件の全てを満たしている入札者であつて、会計規則第100条（平成4年岩手県規則第21号）の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、当該入札者に代わつて入札執行事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。

8 再度入札に関する事項

初度の入札において落札者がいない場合は、直ちに再度入札に付する。

9 契約に関する事項

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 落札者は、契約保証金として契約額の100分の5以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、落札者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (3) 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは岩手県に帰属する。

10 その他

- (1) 入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関する費用については、すべて入札参加者又は契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 入札参加者は、一般競争入札参加確認申請書（様式第1号）を提出した後、落札者の決定までの間において入札参加を辞退する場合には、口頭又は電話でその旨を申し出たうえで、入札執行者の指示に従うこと。
- (3) 入札等に関する照会先

岩手県 環境生活部自然保護課 野生生物担当

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号 電話番号等 電話：019-629-5371

F A X : 019-629-5379